

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 更正をすべき理由がない旨の通知処分取消請求上告受理事件

国側当事者・国

平成24年3月23日不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年1月29日判決、本資料260号-16・順号11372)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年2月3日判決、本資料261号-17・順号11607)

## 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

### 第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年3月23日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大谷 剛彦

裁判官 田原 睦夫

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 寺田 逸郎

## 当事者目録

申立人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	鳥飼 重和ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
同指定代理人	井越 満